

# 鳥取砂丘新発見伝

## ☆イベント実施者大募集☆

あなたのイベントで砂丘が盛り上がる！！

鳥取砂丘再生会議利活用部会では、鳥取砂丘の魅力を発信し、すばらしさや楽しみ方を広く知っていただくため、平成29年度も多くの皆さんのアイデアや経験、技術などを鳥取砂丘の更なる活性化に活かし、新しい発想の楽しみ方を創造するイベントを企画・実施していただく団体・個人の方を大募集します。

※詳細は裏面をご覧ください。

応募締め切り：平成29年1月30日（月）



**鳥取砂丘再生会議利活用部会事務局が  
みなさんをサポートします。**

### ○相談窓口

下記事務局でご相談を受け付けています。

※来所される場合は、事前にご連絡をお願い致します。

（土日・祝日可）

鳥取砂丘再生会議利活用部会事務局（砂丘事務所）

〒689 - 0105 鳥取市福部町湯山 2 1 6 4 - 6 6 1

TEL : (0857) 22-0582 FAX : (0857) 22-0584

E-mail : sakyu@pref.tottori.jp

## 平成29年度鳥取砂丘新発見伝「イベント実施者」募集要項

### 1 目的

国の天然記念物であり世界ジオパークにも認定された貴重な自然環境を有する鳥取砂丘の特色を活かしたイベントを実施することで、鳥取砂丘の新しい魅力を創造または発見し、鳥取砂丘に触れ合う機会を創出し、広く県内外に砂丘の魅力を情報発信していくことを目的とする。

### 2 募集内容

募集するイベント	鳥取砂丘（国指定天然記念物の区域）とその周辺で実施し、事業の目的を達成するもの。 ※単日開催されるものに限らず、一定期間または繰返し開催されるガイドツアーなども含む。
イベントの実施経費	①経費に対して鳥取砂丘再生会議が助成します。 ※補助対象経費は250万円を上限とし、イベント経費から提案者の自己負担（イベント実施収入、協賛金、寄付金、自己資金等）を差し引いたものとします。（補助対象経費が250万円を超えるときは、事前の協議により認める場合がありますのでご相談ください。） ②事業の内容、同一主体による継続実施の状況に応じて、 <b>提案者に対して一定の自己負担</b> （イベント実施収入、協賛金、寄付金、自己資金等）を求める場合があります。
応募資格	本事業の趣旨を十分理解し、提案する企画が実施できる非営利の個人・団体・法人
募集枠	全体の予算枠約1,600万円の中で決定します。
実施期間	平成29年4月8日（土）～平成30年3月4日（日）
留意事項	鳥取砂丘は、自然公園法、文化財保護法、航空法、日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例などの法令等による規制があるので、イベントの企画に当たっては、各法令等を十分確認してください。 なお、自然公園法など砂丘独自の規制の内容等不明な点がある場合は、事務局にお問い合わせください。 また、その他の法令についても遵守してください。

### 3 応募方法

下記問合せ先に企画書の様式をご請求いただき、ご応募ください。  
企画書様式及び記入についての注意事項はこちらのサイトからダウンロードできます。  
<http://www.tottorisakyu.jp>（「鳥取砂丘新発見伝」で検索してください。）  
企画書の作成について事務局がアドバイスします。アイデアとやる気のある方はご相談ください。

### 4 採択基準

- （1）本事業の趣旨を十分理解し、参加者が砂丘の魅力を十分に感じられ、砂丘の情報発信や地域振興の効果が大きいもの。
- （2）実施体制がしっかりと考えられており、主体性を発揮し、イベントを実施する意欲があること。  
※審査項目：「集客力」「周辺経済への波及効果」「情報発信」「周辺地域の活性化」「ボランティア活動の担い手育成」の5項目のうち希望される3項目（選択）と、「啓発・学習効果」「実施体制」「経費の合理性」の3項目（必須）の合計6項目で審査します。  
（各審査項目の審査の視点については、「記入についての注意事項」をご覧ください。）

### 5 応募期限

平成29年1月30日（月）【必着】

### 6 審査方法・審査結果について

企画書を事務局で書面審査した後、ヒアリング及び審査（2月中旬）を行い、2月下旬頃に結果をお知らせします。

#### <応募・問合せ先>

鳥取砂丘再生会議利活用部会事務局

①鳥取県生活環境部砂丘事務所

〒689-0105 鳥取市福部町湯山2164-661 ☎(0857)22-0582 ファクシミリ(0857)22-0584

②鳥取市経済観光部鳥取砂丘・ジオパーク推進課

〒680-8571 鳥取市尚徳町116 ☎(0857)20-3036 ファクシミリ(0857)20-3046